

地方税の取扱い
地方税は、さいたま市の制度に統一するものとする。

◇個人市民税は、現行のとおりとする。(平成16年度の税制改正で全市町村の均等割額が30000円に統一される予定です。)

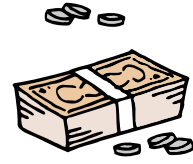
◇法人市民税の均等割及び法人税割の税率は、現行のとおりとする。法人税割の課税の特例に係る税率は、さいたま市に統一する。

◇固定資産税の税率は、現行のとおりとする。納期は、さいたま市に統一する。

◇都市計画税は、さいたま市の制度に統一する。

◇事業所税は、さいたま市の制度を適用する。(人口30万以

上の市において課税されるので、岩槻市域でも課税されることとなります。)



一般職の職員の身分の取扱い

岩槻市の職員は、すべてさいたま市の職員として引き継ぐものとする。



慣行等の取扱い

慣行等は、さいたま市の制度に統一するものとする。

◇市の紋章、市の花、市の木の花木、表彰制度は、さいたま市の制度に統一する。なお、岩槻市の名誉市民は、さいた

ま市において継承する。
◇岩槻市民憲章、岩槻市の都市宣言は、廃止する。

◇国内都市間交流、国外都市間交流は、現行のとおりとする。



ごみ・し尿の取扱い

ごみ及びし尿処理事業は、さいたま市の制度に統一するものとする。

◇ごみの分別及び収集、ごみの処理手数料、ごみの処理業申請手数料、資源物回収奨励金、し尿処理の手数料は、さいたま市の制度に統一する。



介護保険事業の取扱い

介護保険事業は、さいたま市の制度に統一するものとする。

◇第1号被保険者保険料、介護

保険高額介護サービス費用貸付事業、介護保険低所得者利用料軽減事業、居宅サービス利用料負担額助成事業、住宅改修支援事業は、さいたま市の制度に統一する。

◇岩槻市の介護相談員派遣事業は、廃止する。

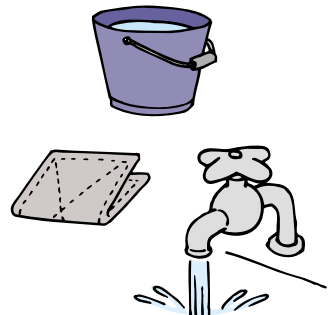


水道事業の取扱い

岩槻市が経営する水道事業は、さいたま市が引き継ぎ、さいたま市の制度に統一するものとする。

◇水道料金、水道分担金は、さ

いたま市の制度に統一する。



下水道事業の取扱い

下水道事業は、さいたま市の制度に統一するものとする。

◇下水道使用料、下水道受益者負担金、私道内排水設備布設工事費補助金、水洗便所設備資金は、さいたま市の制度に統一する。

